令和 8 年度第 2 回小城市環境審議会議事録

1 会議概要

日時：令和 8 年 8 月 19 日(水) 14:00～
場所：小城市役所西館 2 階 大会議室 A・B

2 出席者

(1) 出席委員

【A】、【B】、【C】、【D】、【E】、【G】、【H】、【I】、【J】

(2) 欠席委員

【F】

(3) 事務局

市民部環境課（廃棄物中継センター含む）

3 配付資料

・資料 1 第 3 次小城市環境基本計画の策定について

4 会議内容

1 開会

2 会長あいさつ

- 第 3 次小城市環境基本計画の策定に当たり、委員から積極的な意見をいただきたい旨の発言があった。

3 議題

会長が議事進行を行った。

(1) 第 3 次小城市環境基本計画の策定について

① 前回までの結果のまとめ

事務局より、資料 1 を基に説明が行われた。
主な説明内容は次のとおり。

- 前回の審議会（令和 8 年 6 月 19 日）において、第 3 次小城市環境基本計画の策定スケジュールについて説明したこと。
- 前回は、「環境像」及び「施策体系」までを審議したこと。
- 施策については、前回審議会において決定済みであること。
- 今回は、継続審議となっていた「目指す環境像」及び「基本事業」について審議を行うこと。

意見等

- なし

② 目指す環境像の設定について

事務局より、資料 1 を基に説明が行われた。
主な説明内容は次のとおり。

- 前回審議会では、「天山から有明海」のフレーズを取り入れる方向で継続審議となっていたこと。
- その後、専門部会及び環境基本計画推進委員会において環境像案を協議したこと。
- 本日は、次の 4 案を基に審議をお願いしたいこと。
- 必要に応じて文言の修正や追記を行った上で、本日環境像を決定したいこと。

提示案

① 天山から有明海を結ぶ美しい自然を未来へ
② 天山から有明海まで自然の恵みを未来へつなぐまち小城市
③ 天山から有明海へ豊かなみどりを未来へ
④ 天山から有明海へとつながる小城市の豊かな自然環境を未来へ

意見等

- G 委員「環境像は短い表現の方がよい」また、提示案④にある「小城市」は削除し、生活環境も重要であることから、「天山から有明海へとつながる豊かな自然環境と生活環境を未来へ」とする案が示された。
- J 委員より、「天山から有明海へ」という部分は短く、フレーズとしてよいとの意見があった。「つながる」は削除し、その後に一定の間隔を置いて別のフレーズを続ける表現がよいのではないかとの意見があった。
- 会長より、「天山から有明海へ 豊かな自然と生活環境を未来へ」とする案が示された。また、「自然環境」とすると「環境」が重複するため、「自然」とした方がよいのではないかとの意見があった。
- H 委員より、4 案以外として、「天山から有明海へと育まれた自然の恵みを小城市の確かな未来へ」とする案が示された。「確かな」という言葉には、確実に取り組んでいく意思を込めることができるのではないか

との意見があった。

- これに対し、会長より、「自然の恵み」が強調される表現であり、市民の視点からは生活環境に関するフレーズもあった方がよいのではないかとの意見があった。
- C 委員より、環境像は市民の目に触れるものなのかとの質問があった。
- 会長より、環境基本計画は市民に公開するものであり、環境像も市民の目に触れるものとなる旨の説明があった。
- C 委員より、家庭や小さな子どもがいる人も含めて取り組むことを考えると、子どもにとって難しい表現ではなく、分かりやすい言葉を使用する必要があるとの意見があった。「豊かな」よりも「美しい」の方が分かりやすいのではないかとの意見があった。
- 会長より、「天山から有明海を結ぶ美しい自然を未来へ」は、美しい自然という表現はよいが、小城市は自然だけではなく、生活環境の要素も重要であるとの意見があった。同様に、「天山から有明海へと育まれた自然の恵みを小城市の確かな未来へ」についても、自然の恵みだけを表すものではないのではないかとの意見があった。
- D 委員より、「天山から有明海へ 豊かな自然と生活環境を未来へ」の「豊かな」を「美しい」にしてはどうかとの意見があった。「天山から有明海へ 美しい自然と生活環境を未来へ」とすれば、子どもにも分かりやすく、委員から出た意見も含めることができるのではないかとの意見があった。
- B 委員より、他市の環境像には「豊かな」というフレーズが多く使用されているとの意見があった。小城市として独自性を出すためには、「豊かな」という表現は避け、「美しい」という表現を用いることがよいのではないかとの意見があった。
- G 委員より、「美しい」は「自然」に係る表現となるため、「生活環境」にも形容詞があった方がよいとの意見があった。
- 会長より、その場合は「豊かな生活環境」とすることが考えられるとの発言があった。
- G 委員より、「結ぶ」という言葉を入れたいとの意見があり、「天山から有明海を結ぶ美しい自然を未来へ」とする案が示された。
- I 委員より、「豊かな生活環境を未来へ」という表現は、現在が豊かではないようにも受け取られるため、不適切ではないかとの意見があった。
- これに対し、会長より、現在よりも豊かにしていくという意味合いであるとの説明があった。
- G 委員より、条例では生活環境の前に「清くさわやかな」、環境基本計画では「快適な」という表現が用いられているため、それらとの整合性を図った方がよいとの意見があった。
- 会長より、趣旨は共通しているものの、そのまま全てを入れると長い表現となるため、短いフレーズで簡潔に表現することが求められるとの意見があった。
- J 委員より、「天山から有明海へ 美しい自然と生活環境を未来へ」は短く、語呂もよいとの意見があった。生活環境の豊かさは人によって捉え方が異なるため、生活環境に形容詞を加えなくてもよいのではないかとの意見があった。
- 会長より、意見が分かれているため、話題に上がった案及び議論の中で出された要素を含む案に絞り、投票により決定してはどうかとの提案があった。
- I 委員より、議論を先に進めるため、投票で決定することがよいとの意見があった。
- 投票を行うことについて、異議はなかった。
- 委員の協議により、次の 4 案に絞られた。

① 天山から有明海へと育まれた自然の恵みを小城市の確かな未来へ
② 天山から有明海を結ぶ美しい自然を未来へ
③ 天山から有明海へ 美しい自然と生活環境を未来へ

④ 天山から有明海を結ぶ美しい自然と豊かな生活環境を未来へ

投票結果

① 0票
② 0票
③ 4票（J委員、I委員、D委員、H委員）
④ 4票（E委員、G委員、C委員、B委員）
会長より、投票が同数であったことから、議長採決により④を採用する旨の発言があった。

協議結果

第3次小城市環境基本計画における目指す環境像は、次のとおり決定した。
「天山から有明海を結ぶ美しい自然と豊かな生活環境を未来へ」

③ 基本事業について

事務局より、資料1を基に説明が行われた。
主な説明内容は次のとおり。

- 前回審議会で施策まで決定しており、今回はその施策に基づく基本事業について審議をお願いすること。
- 専門部会及び環境基本計画推進委員会において協議し、10の基本事業を整理したこと。
- この10の基本事業は、小城市における今後の環境施策の柱となるものであること。
- 大きな方向性の違いがなければ、本日の審議をもって基本事業を決定したいこと。

基本事業案

施策1 循環型社会の形成
・ごみの減量化と適正処理
・資源循環の推進

施策2 多様な自然環境と安全・安心で快適な生活環境の保全
・快適な生活環境の保全
・豊かなみどりと自然環境の保全
・魅力的で住みたい環境づくり
・安定した上下水道の充実

施策3 環境を考えて行動する人や地域づくり
・地域と連携した環境保全活動の推進
・環境啓発を通じた行動変容の促進

施策4 地球温暖化対策の推進
・脱炭素社会の推進
・温室効果ガス吸収源の対策

意見等

- 会長より、今回の審議は、基本事業として提示された内容を設定してよいかについて意見を求めるものである旨の説明があった。
- 会長より、「安定した上下水道の充実」について、「安定した」は不要で、「上下水道の充実」でよいのではないかとの意見があった。
- 事務局より、上位計画である総合計画に同様の文言が使用されている旨の説明があった。
- これに対し、会長より、上位計画でこの文言とした理由があるのではないかとの意見があった。「安定した上下水道」という表現は、現在の上下水道が安定していないようにも受け取られるため、その意味や設定理由を確認してほしいとの意見があった。
- 事務局より、確認する旨の回答があった。
- 会長より、「環境啓発を通じた行動変容の促進」において、「行動変容」という言葉を用いた意図について質問があった。
- 事務局より、環境省が「行動変容」という言葉を使用することが多いため、用いている旨の説明があった。
- これに対し、会長より、「行動変容」は分かりにくく、市民が理解しにくい行政用語は使用しないでほしいとの意見があった。
- 会長より、「温室効果ガス吸収源の対策」は、森林の保全、森林整備及び適正管理等を指すものかとの確認があった。
- 事務局より、そのとおりである旨の説明があった。
- 会長より、基本事業については、提示された 10 案で進めることでよいかとの確認があり、異議はなかった。
- 会長より、10 案については文言の整理が必要な部分もあるため、その点は事務局において調整が必要との意見があった。

協議結果

基本事業については、上記 10 事業で決定した。
なお、基本事業に係る文言については、今回の意見を踏まえ、事務局において整理・調整を行うこととした。

4 連絡事項

次回審議会は、令和 8 年 11 月 17 日(火) 14:00 から開催予定である。

5 閉会